

福岡県公報

平成22年11月19日
第3186号

目次

告示(第1827号 - 第1840号)

土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
教育委員会		
九州歴史資料館の供用開始	(教育庁文化財保護課)	5
公安委員会		
警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	5
警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	7

告示

福岡県告示第1827号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成22年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の事業主体名	土地改良事業の名称	施行認可年月日	工事完了年月日
福岡市宮浦土地改良事業共同施行	区画整理事業(宮浦地区)	平成20年9月1日	平成21年3月31日

福岡県告示第1828号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成22年9月27日
- 申請に係る特定非営利活動法人

- 名称
特定非営利活動法人ディベイトジャパン
- 代表者の氏名
馬場 能久
- 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市南区清水3丁目8番29-402号
- 定款に記載された目的

本法人は、社会教育やまちづくりへの興味や関心を示す者に対し、学習会、討論会といった場などを提供しながら、情報共有や政策提言に関する事業を行い、国民

一人ひとりの主体性の確立、社会参画意識の向上、ひいては社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1829号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年10月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 アントレ

(2) 代表者の氏名

倉知 延章

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市西区野方1丁目10番23号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい児・者の生活の質の向上に関する支援を行うとともに、地域社会の人々への啓蒙活動を実践し、支援に関わる人材の拡大とその質の向上を図ることをもって、障がい児・者を含む地域社会の利益の増進、及び福祉の街づくりの推進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1830号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年10月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 王道塾

(2) 代表者の氏名

光山 裕一郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区清水1丁目11番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、幼年者から高齢者に至る各年代層に対して、スポーツチャンバラを中心とした生涯スポーツを普及し健康の維持増進を図ると共に護身を体得させ、スポーツとしての実践を通じて健全な人格形成を行う。それに併せて就労・自立支援事業を行い、社会に貢献する有為な人材を育成し、明るい社会の進展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1831号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年11月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	495号	遠賀郡芦屋町山鹿2099番1先から 遠賀郡芦屋町西浜町2017番先まで

福岡県告示第1832号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県 道	英彦山線 香 春	前	田川郡赤村大字赤4623番6先から 田川郡赤村大字内田649番3先まで	7.0 ~ 12.4	160.0
			後	同上	8.7 ~ 12.4	160.0

福岡県告示第1833号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	八女市黒木町大淵4145番先から 八女市黒木町大淵4924番1先まで	7.1 ~ 19.0	93.5

八 女	一 般 道 国	442 号	前	同上	9.2 ~ 19.0	116.0
			後	同上	7.1 ~ 19.0	97.1
			後	同上	7.1 ~ 17.0	119.6

福岡県告示第1834号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年11月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	442 号	八女市黒木町大淵4145番先から 八女市黒木町大淵4924番1先まで

福岡県告示第1835号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年11月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	柳川後線	柳川市三橋町柳河31番5先から 柳川市三橋町柳河63番9先まで

福岡県告示第1836号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	福岡線	前	糟屋郡粕屋町大字仲原2528番11先から 糟屋郡粕屋町大字仲原1798番5先まで	25.0 ~ 25.0	147.7
			後	同上	25.0 ~ 44.7	147.7

福岡県告示第1837号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年11月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡線	糟屋郡粕屋町大字仲原2528番11先から 糟屋郡粕屋町大字仲原1798番5先まで

福岡県告示第1838号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字西小田301番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市大字若江57番地1
横山 礼子

福岡県告示第1839号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成22年11月2日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
NPO法人ウエルフェアだんだん
 - 代表者の氏名
財部 美佐子

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県糟屋郡志免町志免中央3丁目7番17-201号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、地域の高齢者に対する介護保険法に基づく事業や、たとえ障がいをもったとしても、住み慣れた我が家、地域で暮らし続けるための支援を行うと共に、誰もが安心して自分らしく輝いて暮らしていける地域や社会の構築をめざし、地域福祉の向上に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第1840号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成22年10月29日
- 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人法律問題援護会

(2) 代表者の氏名
勝田 房由紀

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市戸畑区千防三丁目5番11号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、専門士業、学者、識者の協力をもとに一般市民および会員が社会生活における法律、行政、税務等の専門的諸問題を自主的・積極的に防止又は解決するため、一般市民および会員に対し必要な協力および支援を行い、もって社会的規範意識の高揚と平穏な社会生活の維持に貢献することを目的とする。

教育委員会

福岡県教育委員会告示第10号

次の公の施設の供用を開始するので、九州歴史資料館条例（昭和60年福岡県条例第4号）第3条の規定により適用する福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年福岡県条例第5号）第3条の規定により次のように公示する。

平成22年11月19日

福岡県教育委員会

名 称	位 置	供用の開始の期日
九州歴史資料館	小都市	平成22年11月21日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第316号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成22年11月19日

福岡県公安委員会

- 検定の種別
交通誘導警備業務1級
- 検定の実施日、時間及び場所

実 施 日	実施時間	実 施 場 所
平成23年3月2日（水）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- 受検定員
15名
- 受検資格
福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員で、次のいずれか

に該当する者

- (1) 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上である者
- (2) 都道府県公安委員会が、上記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

平成23年2月3日（木）から同年2月7日（月）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (エ) 1級の受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面
- a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）
 - b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (エ) 1級の受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面
- a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）
 - b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

(3) 検定手数料

14,000円

検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(4) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話(093(381)2627)に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(90パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係(電話092(641)4141内線3033、3034)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。
- (3) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる(同申請書には押印が必要)。

福岡県公安委員会告示第317号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により公示する。

平成22年11月19日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成23年3月1日(火)	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受検定員

15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験(5枝択一式20問)の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格(90パーセント以上の成績に満たない場合)となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

平成23年2月2日(水)から同年2月4日(金)までの午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

- ㊦ 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通
- ㊧ 住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)
- ㊨ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。)

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

- ㊦ 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通
- ㊧ 営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等)
- ㊨ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。)

(3) 検定手数料

14,000円

検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(4) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話(093(381)2627)に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(90パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活安全総務課警備係(電話092(641)4141内線3033、3034)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。
- (3) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる(同申請書には押印が必要)。